

## 企業再生・債権管理ニュースレター

2020年1月号

### 銀行法及び独占禁止法改正による 5%ルールの例外措置拡充について

- ・ はじめに
- ・ 従来の法内容
- ・ 全国地方銀行協会による規制緩和の要望
- ・ 本改正の内容
- ・ まとめ

森・濱田松本法律事務所  
弁護士 稲生 隆浩  
TEL. 03 5220 1857  
takahiro.inou@mhm-global.com  
弁護士 石田 渉  
TEL. 03 6266 8926  
wataru.ishida@mhm-global.com

#### ・ はじめに

経営不振会社の財務再構築策の一つとしてDES(デット・エクイティ・スワップ)が挙げられる。DESは、債務を資本に振り替える「債権の株式化」であり、将来の回収可能性が残ることから、その意味では債権放棄よりも金融機関の理解を得やすい方法であるといえる。

しかし、銀行法及び独占禁止法は、銀行及びその子会社が他の国内事業会社の株式を議決権5%(銀行持ち株会社は15%)を超えて取得・保有することを原則禁止しており(5%ルール)、また、DESにより取得した株式のエグジットが不透明である点も相まり、DESを活用する事例はそれほど多くなかった。

そうした中、5%ルールについては、事業再生会社やREVICが関与した地域活性化事業会社に対する出資について例外措置として議決権5%を超える株式取得・保有が一部認められていたが、銀行本体による株式保有は裁判所が関わる事業再生案件や事業再生ADR案件に制限されるなど、例外措置の対象は限定されており、全国地方銀行協会から例外措置拡充を求める声が出ていた。

上記要望を踏まえ、金融庁は、2019年8月7日、5%ルールの例外措置の拡充及び新設を含む銀行法施行規則等の改正案を公表し、意見公募を経て、2019年10月15日付で当該改正に係る内閣府令が施行された。本改正により、金融機関の地方中小企業等に対するより一層踏み込んだ企業支援が可能となるとともに、事業再生の局面でのDESの活用事例が増えることが期待されている。

2019年12月に議決権ベースで5%超の出資も検討する投資会社の新設を地方銀行が発表するなど、本改正の影響が出始めている状況を踏まえ、本号では、従来の5%ルール、今回の改正に至った背景、本改正の内容及び意見公募に係る金融庁の考え方について解説する。

## 企業再生・債権管理ニュースレター

## ． 従来の法内容

## 1. 銀行法

## (ア) 5%ルール

銀行及びその子会社が、他の国内会社（他の銀行・有価証券関連業等を専ら営む金融商品取引業者、保険会社等を除く）の議決権を合算して5%（銀行持ち株会社は15%）を超えて取得・保有することは原則禁止されている（銀行法16条の4第1項、52条の24第2項、2条6項）。

5%ルールの規制理由としては、銀行による産業支配の抑止、銀行経営の健全性確保、銀行の子会社の範囲に関する規定潜脱の回避が挙げられる。

但し、会社の合理的な経営改善のための計画に基づくDESによる株式取得等の場合には、取得から1年以内であれば、上記制限を超える株式保有も認められている（銀行法16条の4第2項、52条の24第2項、銀行法施行規則17条の6第1項3号、34条の20第1項3号）。

また、内閣総理大臣の承認を得れば、1年以上の継続保有も可能であったが（銀行法第16条の4第3項、52条の24第3項）当該承認は超過部分の速やかな処分（DESの場合は経営改善計画終了後速やかな処分）が条件とされている。

## (イ) 例外措置

これに対し、下記及びについては、5%ルールの対象外<sup>1</sup>（銀行法16条の3第1項カッコ書）とされており、本改正では当該例外措置が拡充された。

## 「事業再生会社」

## A) 銀行等本体による保有

「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな活動を行う会社として内閣府令で定める会社」（事業再生会社）<sup>2</sup>のうち下記(1)及び(2)が対象（銀行法16条の2第1項12号の2、銀行法施行規則17条の2第7項、銀行法施行規則17条の2第8項）

<sup>1</sup> これ以外に、ベンチャー・ビジネス会社による投資専門子会社を通じた保有も上記保有制限の対象外とされている（処分期限は15年）。ベンチャー・ビジネス会社については、「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社」（銀行法16条の2第1項12号）とされ、銀行法施行規則17条の2第6項において、「設立後10年以内の会社で試験研究費その他新たな技術もしくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用が総収入等に対して一定割合以上のもの」等の要件が規定されている。

<sup>2</sup> 事業再生会社としては、裁判所が関与する案件及び事業再生ADR案件に加え、中小企業等経営強化法8条1項に規定する承認を受けている会社、株式会社地域経済活性化支援機構法25条4項に規定する再生支援決定を受けている会社、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法19条4項に規定する支援決定を受けている会社、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法59条1項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社、合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について債務免除・DES等を内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社が含まれると規定されている（銀行法施行規則17条の2第7項）。

## 企業再生・債権管理ニュースレター

(1) DES により株式を取得する会社  
(裁判所が関与する案件<sup>3</sup>又は事業再生 ADR 案件<sup>4</sup>に限る)

(2) DES 以外の事業再生手法に伴い株式を取得する会社  
(裁判所が関与する案件に限る)  
処分期限は、中小企業は 5 年・その他 3 年間  
(銀行法施行規則 17 条の 2 第 11 項・第 12 項)

### B) 投資専門子会社を通じた保有

「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな活動を行う会社として内閣府令で定める会社」(事業再生会社)のうち上記 A)の本体保有要件を充足しない会社  
(銀行法 16 条の 2 第 1 項 12 号の 2)  
処分期限は 10 年間

### 地域活性化事業会社

投資専門子会社を通じた保有のみが対象

地域経済活性化支援機構と共同で地域活性化ファンドを設立して行う出資又は同機構との業務提携等により事業再生計画を策定する案件が対象

「地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社」(同条 8 項)は保有制限の対象外(銀行法 16 条の 4 第 1 項)

上記内閣府令で定める会社とは「地域経済活性化支援機構の業務の実施により設立された投資事業者有限責任組合等から出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に地域経済活性化支援機構が関与している会社」(銀行法施行規則 17 条の 7 の 3 第 1 項)をいう。

処分期限は 10 年(銀行法施行規則 17 条の 7 の 3 第 2 項)

## 2. 独占禁止法

独占禁止法においても、銀行法と同様、銀行及びその子会社が、他の国内会社(他の銀行・有価証券関連業等を専ら営む金融商品取引業者、保険会社等を除く)の議決権を合算して 5%(銀行持ち株会社は 15%)を超えて取得・保有することは原則禁止されていた(独占禁止法 11 条 1 項)。

独占禁止法においても、合理的な経営改善のための計画に基づく株式取得については 1 年以内の保有が容認されており(同項 6 号)、1 年超の保有については公正取引委員会の許可が必要と規定されていた(同条 2 項)。

その他、独占禁止法上も銀行法の規制と平仄を合わせた運用がなされていた。

<sup>3</sup> 特定調停が成立している会社、民事再生手続きにおいて再生計画認可決定を受けた会社、会社更生手続きにおいて更生計画認可決定を受けた会社

<sup>4</sup> 銀行法施行規則 17 条の 2 第 7 項 8 号ロ

## 企業再生・債権管理ニュースレター

## ． 全国地方銀行協会による規制緩和の要望

一般社団法人全国地方銀行協会は、2019年4月5日、5%ルール（議決権保有制限）の規制緩和要望を提出した。

全国地方銀行協会が5%ルールの例外措置拡充を求めた背景としては、銀行が中小企業と事業リスクをシェアし、ビジネスパートナーとして一段と踏み込んだ対応が可能となるほか、取引先企業・地域の意向を十分に反映した継続的な支援が可能となる点が挙げられる。

全国地方銀行協会による改正要望の概要は、概要、以下の通りである（詳細は下記比較表参照<sup>5</sup>）。

## 事業再生会社

地域によっては、裁判所が関与する案件や事業再生ADR以外の再生案件が多く、再生計画が5年間では完了せず10年程度を要するものも少なくない。

上記現状を踏まえ、「裁判所案件以外も対象とし、保有期間を10年間に延長」するよう要望。具体的には、中小企業再生支援協議会、コンサル企業、公認会計士・弁護士・税理士等の専門家等が関与する案件を例外措置の対象に含めるよう要望。

## 地域活性化事業会社

地域によっては、REVICが関与しない地域活性化案件も多い

上記現状を踏まえ、REVIC案件以外も対象とするよう要望。具体的には、複数の地元企業やコンサル会社、スポンサー企業、他の金融機関等が関与する案件を例外措置の対象に含めるよう要望。

例外措置項目	従来の法内容	要望事項（下線部が変更点）
事業再生会社	<p>【銀行本体保有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則3年、中小企業5年</li> <li>・保有割合100%</li> <li>・対象 DESにより株式を取得する会社（裁判所が関与する案件又は事業再生ADR案件に限る） DES以外の事業再生手法に伴い株式を取得する会社（裁判所が関与する案件に限る）</li> </ul> <p>【投資専門子会社を通じた保有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10年</li> <li>・保有割合100%</li> </ul>	<p>【銀行本体保有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則3年、<u>中小企業10年</u></li> <li>・保有割合100%</li> <li>・<u>裁判所の関与案件でなくとも、銀行等以外の第三者が関与する案件で銀行等の出資を織り込んだ事業再生計画が策定されている会社を対象とできるよう例外措置の対象を拡充</u></li> </ul> <p>【投資専門子会社を通じた保有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10年</li> <li>・保有割合100%</li> </ul>

<sup>5</sup> この他に、投資専門子会社を通じた事業承継会社への出資についても、例外措置の対象への追加も要望（処分期限5年以上、保有割合100%）。

## 企業再生・債権管理ニュースレター

<p>地域活性化事業会社</p>	<p>【投資専門子会社を通じた保有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10年</li> <li>・ 保有割合 40%</li> <li>・ 対象</li> </ul> <p>REVIC と共同設立した地域活性化ファンドが出資する会社や REVIC が関与して事業再生計画を策定した会社に限る。</p>	<p>【投資専門子会社を通じた保有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10年</li> <li>・ 保有割合 40%</li> <li>・ 対象</li> </ul> <p><u>REVIC 関与案件以外にも、地域経済活性化に資する事業を行う会社の議決権を幅広く保有できるように、例外措置の対象を拡充</u></p> <p><u>例えば、複数の地元企業が参画する案件（地域経済の面的活性化に資する案件等）銀行等以外の第三者が関与する案件、第三者の関与による事業計画が策定されている案件を対象とする。</u></p>
------------------	---	--

### 本改正の内容

#### 1. 概要

全国地方銀行協会の前記要望を踏まえ、金融庁は、2019年8月7日、事業再生・地域活性化事業・事業承継に係る銀行等の議決権保有制限（いわゆる5%ルール）の例外措置の拡充及び新設を含む、銀行法施行規則等を一部改正する内閣府令案を公表した。その後、意見公募を経て、2019年10月15日、当該内閣府令は施行された。

また、公正取引委員会も、銀行法改正と平仄を合わせる形で独占禁止法上の規制を緩和するための指針の改正案をまとめ、2019年10月15日付で当該改正に係る内閣府令も合わせて施行された。

今回の改正は、5%ルールの枠組み自体は維持した上で、下記の通り、例外措置を緩和する内容となっている<sup>6</sup>。

本体保有が認められる「事業再生会社」の要件緩和

銀行等本体が保有できる場合の要件緩和

（銀行法施行規則改正案 17条の2 第8項）

「事業再生会社」（中小企業）株式の処分期限の延長

中小企業に関する処分期限を5年から10年に延長

（銀行法施行規則改正案 17条の2 第12項）

地域活性化事業会社の要件緩和

投資専門会社を通じて保有できる対象会社の範囲を拡充

<sup>6</sup> この他に、投資専門子会社を通じた事業承継会社への出資についても、例外措置の対象に追加されている（処分期限5年以上、保有割合100%）。

企業再生・債権管理ニュースレター

(銀行法施行規則改正案 17 条の 7 の 3)

本改正の詳細は以下の通り(下線部が変更点)

例外措置項目	従来 of 法内容	本改正
事業再生会社	<p>【銀行本体保有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則 3 年、中小企業 5 年</li> <li>・保有割合 100%</li> <li>・対象 DES により株式を取得する会社 (裁判所が関与する案件又は事業再生 ADR 案件に限る) DES 以外の事業再生手法に伴い株式を取得する会社(裁判所が関与する案件に限る)</li> </ul> <p>【投資専門子会社を通じた保有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10 年</li> <li>・保有割合 100%</li> </ul>	<p>【銀行本体保有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則 3 年、<u>中小企業 10 年</u></li> <li>・保有割合 100%</li> <li>・対象 <u>次の かつ を満たす場合</u> <u>銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画が作成されていること</u> <u>前記 の事業計画について、次のいずれかに該当するものが関与して策定していること</u> <u>イ 官公署</u> <u>ロ 商工会又は商工会議所</u> <u>ハ イ又はロに準ずるもの</u> <u>ニ 弁護士又は弁護士法人</u> <u>ホ 公認会計士又は監査法人</u> <u>ヘ 税理士又は税理士法人</u> <u>ト 他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社</u> <u>(当該銀行の子会社等及び当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社等以外の会社に限る)</u></li> </ul> <p>【投資専門子会社を通じた保有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10 年</li> <li>・保有割合 100%</li> </ul>
地域活性化事業会社	<p>【投資専門子会社を通じた保有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10 年</li> <li>・保有割合 40%</li> <li>・対象 REVIC と共同設立した地域活性</li> </ul>	<p>【投資専門子会社を通じた保有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10 年</li> <li>・保有割合 40%</li> <li>・対象 <u>現行法の左記 REVIC 関与案件</u></li> </ul>

## 企業再生・債権管理ニュースレター

	<p>化ファンドが出資する会社や REVIC が関与して事業再生計画を策定した会社に限る。</p>	<p>以外に、「<u>事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出</u>」  <u>その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であって、次のいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社</u>」を対象に追加</p> <p>イ 官公署          ロ 商工会又は商工会議所          ハ イ又はロに準ずるもの          ニ 弁護士又は弁護士法人          ホ 公認会計士又は監査法人          ヘ 税理士又は税理士法人          ト 他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社（当該銀行の子会社等及び当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社等以外の会社に限る）</p>
--	---	--

## 2. 意見公募及び金融庁のコメント

金融庁は、上記改正案公表後 2019 年 9 月 10 日までの間、当該改正案に対する意見公募を実施した。当該意見公募に関し、下記のような金融庁見解が公表されている。  
 ( <https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20191015-1/01.pdf> )

事業承継会社や事業再生会社が会計上銀行の連結対象となることも想定されている。

会計上、大部分の議決権の売却等について合理的な計画があり、投資活動として支配を目的としていない場合(企業会計基準適用指針 22 号 16)は連結対象外とする定めがあるところ、過半数の議決権を有する事業承継会社や事業再生会社について、会計基準に従って連結対象外とすることも想定されている。

私的整理に関するガイドラインに基づく事業再生を行う際は、第 1 回債権者会議において銀行法施行規則 17 条の 2 第 8 項 2 号に規定するものが選任される必要がある。

銀行法 17 条の 2 第 8 項「ハ イ又はロに準ずるもの」には中小企業再生支援協議会が含まれる。

「地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」には、東京、大阪や名古屋等に所在する企業も

## 企業再生・債権管理ニュースレター

含まれる。

なお、全国地方銀行協会は、本改正内容について、「銀行本体による地域活性化事業会社及び事業承継会社への議決権 5%超の保有を認めるなど、5%ルールさらなる緩和を検討してもらいたい」等の意見を提出している。

## まとめ

以上の通り、全国地方銀行協会の要望を契機として、今回、5%ルールの例外措置を拡充する銀行法及び独占禁止法の改正が行われた。

本改正を受け、2019年12月、百五銀行が議決権ベースで5%超の出資も検討する投資会社の設立を発表するなど、早速、地方銀行を中心に新しい動きが出始めている。

本改正において、本体保有が認められる「事業再生会社」の要件緩和・「事業再生会社」(中小企業)株式の処分期限の延長・地域活性化事業会社の要件緩和が実現したことにより、今後、事業再生局面においてDESが活用される事例がより一層増加することが期待される。

## 文献情報

- 本 著 『私的整理の理論・実務と書式 法的整理への移行、労務、登記、  
税務まで 』(2019年3月刊)  
出版社 株式会社 民事法研究会  
著者 藤原 総一郎(監修) 山崎 良太、稲生 隆浩(編著)
- 論文 「知財判例速報 ビジネスモデル特許の発明該当性 知財高判  
平成30年10月17日」  
雑誌名 ジュリスト No.1530  
著者 田中 浩之
- 論文 「Global Legal Insights to: International Arbitration 2019 - Japan  
Chapter」  
雑誌名 Global Legal Insights to: International Arbitration 2019 5th Edition  
著者 金丸 祐子、辰野 嘉則
- 論文 「「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針(仮)」が有  
事対応に与える示唆」  
雑誌名 日本カタリストウェブサイト  
著者 山内 洋嗣、塚田 智宏



## 企業再生・債権管理ニュースレター

- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Corporate Recovery & Insolvency 2019 - Japan Chapter」

雑誌名 International Comparative Legal Guide to: Corporate Recovery & Insolvency 2019

著者 浅井 大輔、片桐 大（共著）
- 論文 「The Legal 500: Litigation 2nd Edition Country Comparative Guide - Japan Chapter」

雑誌名 The In-House Lawyer

著者 大野 志保、金丸 祐子、桑原 周太郎、田中 遼太郎
- 本 『重要論点 実務 民法（債権関係）改正』（2019年6月刊）

出版社 株式会社商事法務

著者 鎌田 薫（前 早稲田大学総長、元 森・濱田松本法律事務所 客員弁護士）、内田 貴、青山 大樹、末廣 裕亮、村上 祐亮、篠原 孝典（共著）
- 論文 「Getting The Deal Through - M&A Litigation 2019 - Japan Chapter」

雑誌名 Getting The Deal Through - M&A Litigation 2019

著者 関口 健一
- 論文 「募集型企画旅行業者の手配債務の内容」

雑誌名 別冊ジュリスト 商法判例百選 243号

著者 野村 修也
- 本 『新・行政不服審査の実務』（2019年8月刊）

出版社 三協法規出版株式会社

著者 小山 浩（共著）
- 論文 「不正競争防止法平成30年改正による限定提供データの保護について」

雑誌名 月刊監査役 No.698

著者 三好 豊
- 論文 「International Comparative Legal Guide to: International Arbitration 2019 - Japan Chapter」

雑誌名 International Comparative Legal Guide to: International Arbitration

## 企業再生・債権管理ニュースレター

2019 16th Edition

- 著者 金丸 祐子、辰野 嘉則（共著）
- 論文 「不正競争防止法平成 30 年改正によって新たに導入された限定提供データの保護について」
- 雑誌名 会計・監査ジャーナル Vol.31 No.9
- 著者 三好 豊
- 論文 「知財判例速報 著作物性（金魚電話ボックス事件）奈良地判令和元年 7 月 11 日」
- 雑誌名 ジュリスト No.1537
- 著者 田中 浩之
- 論文 「Getting the Deal Through - Healthcare Enforcement & Litigation 2020 - Japan Chapter」
- 雑誌名 Getting the Deal Through - Healthcare Enforcement & Litigation 2020
- 著者 浦岡 洋、岡田 淳、井上 ゆりか
- 本 『変わる事業承継』（2019 年 10 月刊）
- 出版社 株式会社日本経済新聞出版社
- 著者 奥田 隆文、大石 篤史、酒井 真、飯島 隆博、加藤 賢治、間所 光洋、高梨 一郎、米田 隆（共著）
- 論文 「不正・不祥事対応と弁護士・依頼者間秘匿特権」
- 雑誌名 月刊監査役 No.701
- 著者 山内 洋嗣
- 論文 「The Anti-Bribery and Anti-Corruption Review – Japan Chapter」
- 雑誌名 The Anti-Bribery and Anti-Corruption Review 8th Edition
- 著者 眞鍋 佳奈、梅津 英明、大野 志保
- 論文 「国際的株主代表訴訟に関する実務と学説の対話 -2019 年 IPBA 年次総会を契機にした今後の学説実務の協働に向けて」
- 雑誌名 旬刊商事法務 No.2213
- 著者 小松 岳志（共著）
- 論文 「＜特別研究＞金融機関による外貨建て保険販売の現状と課題 -

## 企業再生・債権管理ニュースレター

販売資格の創設に向けた動きも含めて - 」  
 雑誌名 銀行実務 Vol.49 No.12  
 著者 吉田 和央

- 本 『企業の危機管理書式集』(2019年12月刊)
- 出版社 株式会社中央経済社
- 著者 藤津 康彦、梅津 英明、山内 洋嗣、新井 朗司、金山 貴昭、  
 塚田 智宏、千原 剛、村田 昇洋、大川 信太郎、竹市 涼

### NEWS

- **The Legal 500 Asia Pacific 2019 にて高い評価を得ました**

The Legal 500 Asia Pacific 2019 にて、当事務所は日本における 13 の分野で上位グループにランキングされ、16 名の弁護士が各分野で Leading lawyers に選ばれました。Restructuring and insolvency 分野においては、藤原 総一郎 弁護士が Leading lawyers – JAPAN として選ばれました。

当事務所のバンコクオフィスおよびヤンゴンオフィスにおいても各オフィスに所属する弁護士が各分野で高い評価を得ております。

なお、ヤンゴンオフィスは日本の法律事務所として唯一、ランキングされております。

- **Benchmark Litigation Asia-Pacific 2019 において高い評価を得ました**

Euromoney が発行する Benchmark Litigation Asia-Pacific 2019 - The Guide to the region's leading dispute resolution law firms and lawyers の Japan Firm Rankings において、当事務所は Commercial and Transactions 及び Intellectual Property の分野にて高い評価（それぞれ Tier 1 と Tier 2）を得ました。また当事務所の三好 豊 弁護士が Intellectual Property 分野で、関戸 麦 弁護士が Commercial and Transactions 分野において Dispute Resolution Star に選ばれました。

- **Asia Law & Practice の Asialaw Profiles 2020 The Definitive Guide to Asia-Pacific's Leading Domestic and Regional Law Firms (24th edition) にて高い評価を得ました**

Asia Law & Practice の Asialaw Profiles 2020 The Definitive Guide to Asia-Pacific's Leading Domestic and Regional Law Firms (24th edition) にて、Recommended firms として紹介され、当事務所は 13 の分野と 7 の業種で高い評価を得ました。また、当事務所のバンコクオフィス（Chandler MHM Limited）およびヤンゴンオフィスも Recommended firms として紹介され、各分野で高い評価を得ております。

なお、ヤンゴンオフィスは日本の法律事務所として唯一、ミャンマーにおける

## 企業再生・債権管理ニュースレター

Recommended firms として紹介されています。

➤ **asialaw PROFILES の"Asialaw Leading Lawyers 2020"にて高い評価を得ました**  
asialaw PROFILES の"Asialaw Leading Lawyers 2020"にて、当事務所の弁護士 35 名が高い評価を得ました。(日本オフィス 29 名、バンコクオフィス 6 名)  
Restructuring & Insolvency の分野においては、藤原 総一郎 弁護士 (Elite practitioner) 稲生 隆浩 弁護士 (Distinguished practitioner) の 2 名が選ばれました。

➤ **Who's Who Legal: Japan 2019 にて高い評価を得ました**  
Who's Who Legal: Japan 2019 にて、当事務所の 20 名の弁護士が以下の通り高い評価を得ました。Arbitration の分野においては、関戸 麦 弁護士が選出されました。

➤ **Chambers Asia Pacific 2020 にて高い評価を得ました**  
Chambers Asia Pacific 2020 で、当事務所は日本における 15 の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。  
Dispute Resolution の分野においては、Leading Individual として関戸 麦 弁護士が選出され、Restructuring/Insolvency の分野においては、Leading Individual として藤原 総一郎 弁護士、山崎 良太 弁護士の 2 名が選出されました。  
当事務所のバンコクオフィスおよびヤンゴンオフィスにおいても下記の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が下記の分野にて高い評価を得ております。

➤ **石黒徹法律事務所開設のお知らせ**  
2019 年末日をもって、森・濱田松本法律事務所の創設を牽引し、キャピタル・マーケットをはじめとする各プラクティスの発展に尽力した石黒 徹弁護士が当事務所を退所し、2020 年 1 月より「石黒徹法律事務所」を開設することになりました。

退所後、石黒 徹弁護士は森・濱田松本法律事務所のシニア・アドバイザーに就任いたします。シニア・アドバイザーとして、引き続き、当事務所の運営、キャピタル・マーケット・プラクティスの展開等について助言・支援し、個別案件でも必要に応じて連携し、また、当事務所の後進の指導にも当たる予定です。

石黒徹法律事務所の概要は以下のとおりです。

事務所名：石黒徹法律事務所 The Law Offices of Toru Ishiguro

## 企業再生・債権管理ニュースレター

住所：〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号新東京ビル9階  
941 区  
9-941, Shin-Tokyo Building, 3-3-1 Marunouchi, Chiyoda-ku Tokyo  
100-0005, Japan  
電話：+81-3-5962-9335  
FAX：+81-3-5962-9336  
メールアドレス：[ti@ishigurolaw.jp](mailto:ti@ishigurolaw.jp)

### ▶ 高松オフィス開設のお知らせ

当事務所は、高松オフィスの開設を決定いたしましたので、お知らせいたします。

当事務所は、現在、四国や中国地区の案件につきましても、東京、大阪をはじめとする国内各拠点においてリーガル・サポートを提供しておりますが、企業法務を中心とした分野において、より近接した拠点からのサポートを期待するとの声をいただいております。当事務所は、このような事務所へのご要望・ご期待にお応えして、きめ細やかなサポートを行うべく、今般、香川県高松市に新たな拠点を設けることを決定いたしました。

高松オフィスでは、M&A、会社法関連業務、税務、事業承継等において豊富な経験を有する小山浩弁護士(香川県高松市出身)らが所属し、国内拠点のみならず、北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミンオフィスを含めた当事務所の各海外拠点、及びその他の国の提携法律事務所と密に連携をとりながら、クライアントの皆様のご要望に応じたリーガル・サポートを提供してまいります。

また、高松オフィスは、地域における弁護士業務全般のより一層の活性化を目指すという新たなコンセプトのもと、地元の弁護士の先生方との連携を重視し、他士業等との連携の道を切り拓き、その成果を地域の先生方と分かちあい、加えて、海外と地元の先生方との懸け橋になる等、微力ながら、地域全体の弁護士業務の更なる活性化や展開に努めるとともに、地域経済へのリーガル・サービス提供の充実に貢献することを目指してまいります。

高松オフィスの開設については、開設に必要となる諸手続を経た上、2020年4月のスタートを目指しております。開設日・開設場所等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

高松オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として開設する予定です。

## 企業再生・債権管理ニュースレター

➤ 新人弁護士（51名）が入所しました

新人弁護士（51名）が入所いたしました。

李 元智、稲津 康太、梅村 仁美、奥田 敦貴、片山 直、加藤 悠斗、門田 航希、木内 遼、木村 空人、清野 美衣、藏田 彩香、倉地 祐輔、小坂 翔子、小林 花梨、堺 有光子、佐野 剛史、塩崎 耕平、紫垣 遼介、捨田利 拓実、進 華菜子、鋤崎 有里、杉山 清隆、瀬戸 幸之助、徐 由、高橋 圭、滝口 浩平、竹内 星七、立元 寛人、田野口 瑛、長尾 勇志、中里 彰、中ノ瀬 遥、西條 景、西村 智宏、西村 良、服部 友哉、速水 悠、日高 稔基、福井 海、藤江 正礎、逸見 優香、前島 賢士朗、前田 真吾、松尾 博美、満木 瑛子、宮本 雄太、本嶋 孔太郎、安原 彰宏、吉田 達彦、渡辺 浩平、渡邊 悠介

（当事務所に関するお問い合わせ）  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhm-global.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com